

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

佐賀労働局
雇用環境・均等室
(P1、2)

佐賀県産業人材課
(P3)

佐賀県労働委員会
(P4)

法テラス佐賀
(P5)

佐賀県弁護士会
(P6)

佐賀県社会保険
労務士会
(P7)

～紛争解決制度を利用したい方～

佐賀労働局
雇用環境・均等室
(P1、2)

佐賀県労働委員会
(P4)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

佐賀地方裁判所(P8)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
佐賀労働局 雇用環境・均等室	佐賀労働局雇用環境・均等室 (住所) 佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第二合同庁舎 3階 (電話) 0952-32-7167 (民事上の個別労働紛争) 0952-36-6205 (セクハラ・マタハラ等)	相談	【制度概要】 ①民事上の個別労働紛争に係る相談 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 ②セクハラ、マタハラ等均等3法に係る相談 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！		佐賀労働局長による助言・指導
		佐賀労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。
		佐賀紛争調整委員会によるあっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長から委任を受けた佐賀紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんで申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	佐賀労働局雇用環境・均等部室	佐賀紛争調整委員会による調停	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、佐賀労働局長から委任を受けた佐賀紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p>
労働基準監督署等総合労働相談コーナー			
	<p>労働基準監督署コーナー</p> <p>佐賀労働基準監督署コーナー （住所） 佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第二合同庁舎 3 階 （電話）0952-32-7133</p> <p>唐津労働基準監督署コーナー （住所） 唐津市千代田町 2109-122 （電話）0955-73-2179</p> <p>武雄労働基準監督署コーナー （住所） 武雄市武雄町昭和 758 （電話）0954-22-2165</p> <p>伊万里労働基準監督署コーナー （住所） 伊万里市立花町大尾 1891-64 （電話）0955-23-4155</p>	<p>民事上の個別労働紛争に係る情報提供・相談</p> <p>佐賀労働局長による助言・指導</p> <p>佐賀紛争調整委員会によるあっせん</p>	<p>解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 （セクハラ、マタハラ等均等 3 法に係る個別事案に関する相談については、局雇用環境・均等部（室）に取次ぎます。）</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p> <p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長から委任を受けた佐賀紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 署コーナー等においても、あっせん申請の受付を行っております。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
佐賀県産業労働部産業人材課	佐賀県産業人材課 (住所) 佐賀市城内 1-1-59 (電話) 0952-25-7100	相談	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する問題について随時相談を受け付けています。</p>
			<p>【費用】 無料。</p>
			<p>【相談方法】 面談又は電話、メール。 メールアドレス sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp</p>
			<p>【相談日時】 月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 8:30～17:15</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
佐賀県労働委員会	佐賀県労働委員会事務局 (住所) 佐賀市城内1丁目6-5 (電話) 0952-25-7242 (E-mail) roudoui@pref.saga.lg.jp	相談	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【相談方法】 面談又は電話（E-mailも可）</p> <hr/> <p>【相談日時】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8:30～17:15</p>
	<p>【特長】 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした解決援助サービス！</p>		個別労働関係紛争あっせん

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）	法テラス佐賀 (住所) 佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3 階 (電話) 050-3383-5510 (サポートダイヤル) 0570-078374	情報提供	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所。</p> <p>【受付日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法テラス佐賀（変更になる場合がありますので、来所される際は事前にお問い合わせください。） 平日 9:30～12:00 13:00～16:00 (土日祝祭日休業) ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 (日曜祝祭日休業) <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
	<p>【特長】 法律の専門家が労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</p>		民事法律扶助

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="text-align: center;">佐賀県弁護士会 (住所) 佐賀市中の小路 7-19 (電話) 0952-24-3411 (HP) http://www.sagaben.or.jp/</p> <p style="text-align: center;">佐賀県弁護士会 法律相談センター (電話) 0952-24-3411</p>	<p>法律相談</p>	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。</p> <p>【費用】 相談料 30分5000円</p> <p>【相談日時】 曜日によって異なりますので、詳細は佐賀県弁護士会にご確認ください。</p>
	<p>無料法律相談</p>	<p>【サービス概要①】 弁護士会が無料で実施している法律相談ですが、場所、時間等について制約があります。詳細は佐賀県弁護士会にご確認ください。</p> <p>【サービス概要②】 地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力し、法律相談を実施しています。各自自治体にお問い合わせください。</p>
	<p>消費者問題専門 相談（クレジット・サラ金含む）</p>	<p>【費用】 相談料 30分 無料</p> <p>【相談日時】 開催地区、曜日により異なりますので、詳細は佐賀県弁護士会にご確認ください。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">佐賀県社会保険 労務士会</p> <p>佐賀県社会保険 労務士会</p> <p>(住所) 佐賀市川原町 8-27 (電話) 0952-26-3946</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">総合労働相談</p>	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【利用方法・相談時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談 (月～金 9時～17時) ●面談相談 (月～金 9時～17時) 佐賀市 i スクエアビル (第1, 2, 3土曜日 9時～17時) 唐津リフレ(唐津市) (第3土曜日 9時～17時) 武雄市文化会館(武雄市) (第4土曜日 9時～17時) ●メール アドレス : srsaga@opal.ocn.ne.jp
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">佐賀県社会保険 労務士会</p> <p>社労士会労働紛争 解決センター佐賀</p> <p>(住所) 佐賀市川原町 8-27 (電話) 0952-26-3946</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">個別労働関係 あっせん</p>	<p>【サービス内容】 ADR法に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の認定を受けて、労務管理の専門家である社会保険労務士がトラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により、簡易・迅速・低廉に解決(和解の仲介)をします。</p> <hr/> <p>【費用】 1,000円(消費税別) ただし、当分の間は無料</p> <hr/> <p>【あっせん期日】 毎週木曜日 10:00～20:00 毎月第1, 3土曜日 13:00～18:00 (但し祝日、年末年始、お盆を除く)</p>

問い合わせ先	利用できる制度
<p>佐賀地方裁判所</p> <p>(住所) 佐賀市中の小路3-22 (電話) 0952-38-5616</p> <p>佐賀簡易裁判所</p> <p>(住所) 佐賀市中の小路3-22 (電話) 0952-38-5629</p> <p>唐津支部・唐津簡易裁判所</p> <p>(住所) 唐津市大名小路1-1 (電話) 0955-72-2138</p> <p>武雄支部・武雄簡易裁判所</p> <p>(住所) 武雄市武雄町大字武雄 5660 (電話) 0954-22-2159</p> <p>伊万里簡易裁判所</p> <p>(住所) 伊万里市立花町4107 (電話) 0955-23-3340</p> <p>鹿島簡易裁判所</p> <p>(住所) 鹿島市大字高津原3575 (電話) 0954-62-2870</p> <p>鳥栖簡易裁判所</p> <p>(住所) 鳥栖市秋葉町3-28-1 (電話) 0942-82-2212</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 労働審判手続（地方裁判所） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合には簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。 <hr/> <p>【費用】</p> <p>上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p> <hr/> <p>【ご注意】</p> <p>裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>